

# 埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会会則

埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会会則(昭和34年11月9日施行)の全部を改正する。

(名称及び事務局)

第1条 この会は、埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会と称し、事務局を会長所属の地区連絡協議会に置く。

(組織)

第2条 この会は、市町村の社会教育委員をもって組織する。ただし他の名称に変更された従来の社会教育委員も含む。

(目的)

第3条 この会は、県内市町村の社会教育委員相互の連絡調整をはかり、社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会教育に関する情報の交換
- (2) 社会教育振興に関する研究
- (3) 関係機関、団体との連絡提携
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

- (1) 理事15名(うち会長1名、副会長4名、監事2名)
- (2) 幹事5名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、各々の地区連絡協議会から3名選出する。
- (2) 幹事は、各々の地区連絡協議会から1名選出する。
- (3) 会長、副会長、監事は、互選とする。
- (4) 役員は、総会で承認を得る。
- (5) 補欠役員については、直近の総会において報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、会務を総括し、この会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会の運営事項について審議し、会務を処理する。
- (4) 監事は、この会の会計を監査する。
- (5) 幹事は、この会の庶務を担当する。

(顧問)

第9条 この会に総会の承認を得て顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、この会の重要事項について、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、議長にあたる。
- 3 総会は、年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 4 理事会は、年3回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 5 総会は、予算、決算、事業計画、事業報告、その他の重要事項について審議し議決する。

(経理)

第11条 この会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。会費の額は別に定める。

- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第12条 この会則は、総会の承認を得なければ変更することはできない。

附 則

この会則は、平成26年5月29日から施行する。